

# フコク生命の財形保険 【保険設計書（契約概要）】

<必ずお読みください>

・この「保険設計書（契約概要）」は、ご契約の内容などに関する重要な事項のうち、特にご確認いただきたい事項を記載しています。ご契約前に必ずお読みいただき、この保険制度内容などがご自身のご意向に沿った内容となっているか、十分ご確認のうえ、ご契約をお申込みください。「保険設計書（契約概要）」に記載のお支払事由や給付に関しての制限事項は、概要や代表事例を示しています。お支払事由の詳細や制限事項などについての詳細および主な保険用語の説明などについては「ご契約のしおりー定款・約款」に記載しておりますのでご確認ください。

※生命保険募集人について

当社の担当者（生命保険募集人）はお客様と当社の保険契約締結の媒介を行う者で、保険契約締結の代理権はありません。したがって、お客様からの保険契約のお申込みに対して当社が承諾したときに保険契約は有効に成立します。

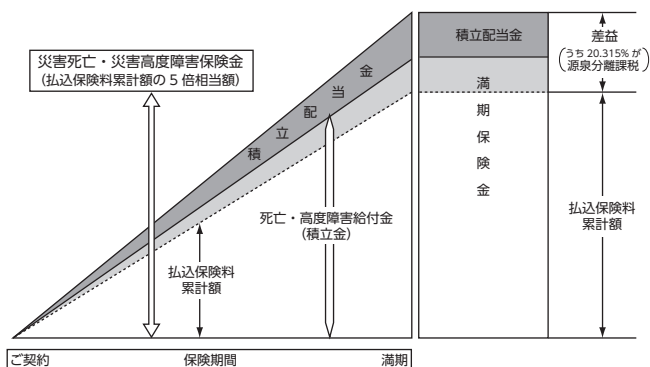
※商品の仕組み・取扱条件について

貯蓄種類 (商品名)	財形年金 (財形年金積立保険)	財形住宅 (財形住宅貯蓄積立保険)	一般財形 (勤労者財産形成貯蓄積立保険)
保険料の払込み	保険料は賃金からの控除により定期的にお払込みいただきます。		
加入資格	勤労者財産形成促進法（以下「財形法」といいます。）にもとづく制度であり、事業主に雇用されている勤労者のみ が加入できます。事業主・役員（兼務役員を除く）・事業主と生計が同一の配偶者は加入することができません。		
	満15歳以上満54歳以下	満15歳以上満54歳以下	満15歳以上
保険料の 最高限度額	保険料累計額で385万円以内（財形 住宅と合わせて550万円まで）	保険料累計額で550万円以内（財形 年金と合わせて550万円まで）	保険料累計額で3,000万円以内
保険金・年金 などの支払い	①年金 ・年金支払開始日以後、毎年の契約 応当日にお支払いします。 ・被保険者が年金開始日に生存して いるとき、開始日の積立金を原資 として年金をお支払いします。 したがって、年金額は年金開始日 に確定します。 ・年金受取方法 確定年金（6年、10年、15年） 10年保証終身年金（定額型、逓増型） ・10年保証終身年金は年金開始日以 降の解約はできません。 ※払込期間中の中途払出はできません。	①生存給付金 ・住宅取得・増改築などの後1年以 内にその資金に充てるため、または 住宅取得、増改築などの頭金に 充当するための生存給付金を請求 し、その払出基準日に被保険者が 生存しているとき、積立金の全部 または一部をお支払いします。 ・保険期間の満了時まで請求のお 申出がない場合には、保険期間を 1年ずつ自動的に延長します。 ※住宅取得・増改築以外での中途払 出はできません。	①満期保険金 ・被保険者が、保険期間の満了時に 生存しているとき、保険期間満了 の日における積立金をお支払いし ます。 ・保険期間の満了時まで請求のお 申出がない場合には、保険期間を 1年ずつ自動的に延長します。
	②災害死亡・災害高度障害保険金 被保険者が責任開始払込期以後の不慮の事故などにより180日以内に死亡または所定の高度障害状態に該当した ときに、事故発生時における払込保険料累計額の5倍相当額をお支払いします。 (財形年金積立保険については年金支払開始前に限ります。)		
	③死亡・高度障害給付金 被保険者が、死亡または所定の高度障害状態に該当したときに、死亡（高度障害）日における積立金をお支払いしま します。ただし、災害死亡・災害高度障害保険金が支払われる場合を除きます。 (財形年金積立保険については年金支払開始前に限ります。)		
税制上の 取扱い	・年金は非課税扱となります。 ・解約返戻金は一時所得扱となります。 ・生命保険料控除の適用はありません。	・生存給付金は非課税扱となります。 ・解約返戻金は20.315%の源泉分離 課税（所得税15%、復興特別所得税 0.315%、地方税5%）扱となります。 ・生命保険料控除の適用はありません。	・満期、一部払出、解約については 20.315%の源泉分離課税（所得 税15%、復興特別所得税0.315%、 地方税5%）扱となります。 ・生命保険料控除の適用はありません。
関係法令	・勤労者財産形成促進法、同施行令、同施行規則・租税特別措置法、同施行令、同施行規則 など		
解約された ものとみな される場合	・契約者が退職などにより勤労者でなくなり、その後の保険料が払い込まれないまま2年を経過した場合（財形種類共通） ・最後に保険料が払い込まれた日から起算して2年を経過した場合（財形年金、財形住宅） ・その他関係法令・約款により要件違反となる場合		
社員配当金 (配当金のみ のお支払いは できません)	・ご契約後2年目からの配当金は所定 の利息を付けて積み立てておき、 年金支払開始日以降に年金額に上 乗せしてお支払いします。 利息の計算に使用する利率（積立利 率）は金利水準などにより変動しま します。具体的な利率については、当 社ホームページ（ <a href="http://www.fukoku-life.co.jp">http://www.fukoku-life.co.jp</a> ）をご参照ください。 ・保険契約が消滅した場合は、解約 返戻金、給付金などとともにお支 払いします。 ・年金開始後2年目からの配当金は年 金額に上乗せしてお支払いします。	・ご契約後2年目からの配当金は所定 の利息を付けて積み立てておき、解 約返戻金・生存給付金などのお支払 い時にあわせてお支払いします。 利息の計算に使用する利率（積立利 率）は金利水準などにより変動 します。具体的な利率については、 当社ホームページ（ <a href="http://www.fukoku-life.co.jp">http://www.fukoku-life.co.jp</a> ）をご参照くださ い。	・ご契約後2年目からの配当金は所定 の利息を付けて積み立てておき、解 約返戻金・満期保険金などのお支払 い時にあわせてお支払いします。 利息の計算に使用する利率（積立利 率）は金利水準などにより変動 します。具体的な利率については、 当社ホームページ（ <a href="http://www.fukoku-life.co.jp">http://www.fukoku-life.co.jp</a> ）をご参照くださ い。

(詳細は別途送付する「ご契約のしおりー定款・約款」で必ずご確認ください。)

(裏面へ続く)

一般財形



財形住宅

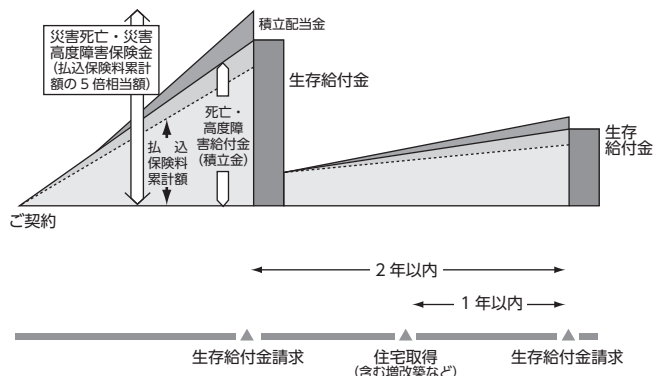
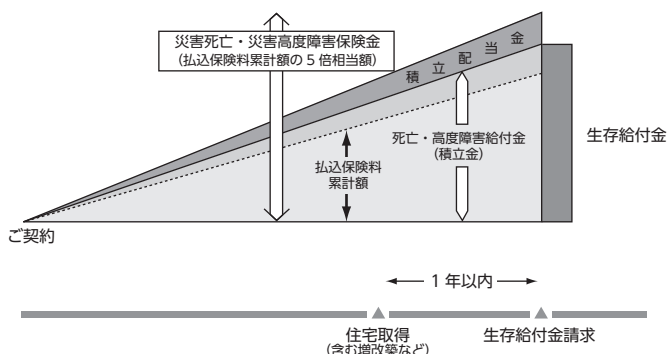
財形住宅貯蓄積立保険の積立金の払出し（生存給付金の請求）は2通りあります。

①住宅の取得または増改築などの後のご請求の場合

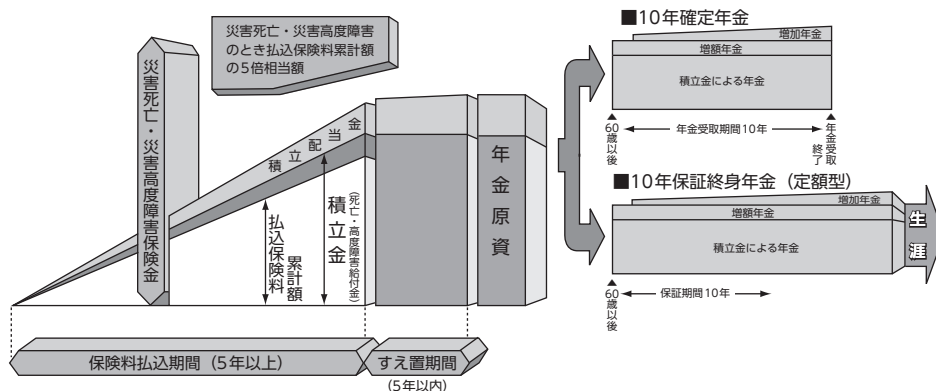
住宅の取得または増改築などの後1年以内に所定の書類を添えて生存給付金をご請求いただけます。ただし払い出せる金額は住宅の取得または増改築などに要した費用以下です。

②住宅の取得または増改築などの前のご請求の場合

積立金の9割または住宅の取得・増改築などの費用のいずれか低い額以下をご請求いただき払出しの日から2年を経過する日または住宅の取得・増改築などの日から1年を経過する日のいずれか早い日まで所定の書類をご提出いただけます。なお、この際住宅の取得または増改築などの費用が払出額を上回った場合には、その差額を限度としてご請求いただくことができます。ただし積立金の範囲内に限ります。



財形年金



生命保険に関するご相談などの窓口について

●生命保険のお手続きやご契約に関するご照会・ご相談につきましては、下記または弊社最寄りの支社へご連絡ください。

フコク生命 法人サービス部 財形担当

電話 0476-47-5207

受付時間 平日9:00~17:00 (12/30~1/3を除く)

※弊社最寄りの支社の連絡先につきましては別途送付する「ご契約のしおりー定款・約款」に記載しておりますのでご確認ください。

●この商品に係る指定紛争解決機関は(株)生命保険協会です。

●(株)生命保険協会「生命保険相談所」では、電話・文書（電子メール・FAXは不可）・来訪により生命保険に関するさまざまな相談・照会をお受けしております。また、全国各地に「連絡所」を設置し、電話にてお受けしております。

(ホームページアドレス: <http://www.seiho.or.jp/>)

また、生命保険相談所が苦情の申出を受けたことを生命保険会社に連絡し、解決を依頼した後、原則として1ヵ月を経過しても、契約者などと生命保険会社との間で解決がつかない場合については、指定紛争解決機関として、生命保険相談所内に裁定審査会を設け、契約者などの正当な利益の保護を図っております。